

中津市告示 204 号

令和8年度 地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7
の5に規定する書類の公示送達について

地方税法第20条の2及び中津市税条例第18条の規定に基づき次の者
に対する令和8年度地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321
条の7の5に規定する書類を居所不明等により公示送達する。

ただし、送達を受けるものより直接請求があった場合、直ちに当初保管
の当該書類を交付する。



令和8年8月26日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和8年8月26日

下記の書類は、当市 総務部 税務課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典



1 / 1

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
似内 雅春	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
藤川 竜介	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
樋口 敏隆	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
原野 真介	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
大坂 純	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
小林 弥	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
羽染 繁樹	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
THET PAING HTAY	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
中村 保範	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
安田 真将	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
川瀬 信也	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
SAW TAW HTOO	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
辻 大成	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
築城 滋	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類

(注意)地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。